

令和7年11月25日

総合政策局 共生社会政策課

必要としている方がいます！

～「高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン」を実施します～

国土交通省では、バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等の施設や設備について、必要としている方が必要な時に利用できるよう、適正な利用の推進に向けたキャンペーンを実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

○ キャンペーンポスター



(バリアフリートイレ)



(車椅子使用者用駐車施設等)



(旅客施設等のエレベーター)



(車両等の優先席)

○ 「高齢者、障害者等^{※1}の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」において、「高齢者障害者等用施設等^{※2}の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定されています。

○ 国土交通省では、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」^{※4}の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」^{※4}を推進します。

※1 高齢者、障害者等：高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれます。

※2 高齢者障害者等用施設等：バリアフリートイレ^{※3}、車椅子使用者用駐車施設、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指します。

※3 バリアフリートイレ：従来「多機能トイレ」や「多目的トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリートイレ」と表記しています。

※4 「障害の社会モデル」、「心のバリアフリー」：別紙1を参照ください。

～高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン～

【期間】令和7年12月3日(水)～令和8年1月8日(木) ※12月3日(水)～12月9日(火)(障害者週間)

【内容】■ポスターの一斉掲示及びチラシの配布(別紙2)

※協力依頼先：公共交通機関、商業施設、SA・PA、都市公園、地方公共団体 等

■国土交通省の公式X等を活用し、キャンペーン実施の周知

<問い合わせ先>

総合政策局 共生社会政策課 担当:福岡、小川、荒若、竹井

TEL:03-5253-8111(内線 25-518、25-514)、03-5253-8307(直通)